

令和3年度 高根沢町教育委員会（6月）会議録

会議の日時	令和3年6月23日（水） 開会 午前10時35分 閉会 午前11時10分	場 所	高根沢町農村環境改善センター 研修室
教育長及び 出席委員の 氏 名	野 中 直 子 中 野 謙 作 齋 藤 君 世 片 野 真 恭 （教育長） 坂 本 美知夫	説明員及び 書記氏名	生涯学習課 課 長 福 田 光 久 課長補佐 赤 羽 康 弘 課長補佐 長谷川 博 一 係長兼社会教育主事 平 山 勇 輔 こどもみらい課 課 長 田 中 圭 子 課長補佐 鈴 木 郁 子 学校教育課 課 長 福 田 和 則 給食センター所長 林 博 志 課長補佐 小 林 賢 治 課長補佐兼管理主事兼指導主事 福 山 賢 一 課長補佐兼指導主事 今 平 紀 章 主事（書記） 石 川 秀 幸
欠席委員の 氏 名			
会 議 事 項			
（1） 審議事項 ① 高根沢町社会教育委員並びに高根沢町公民館運営審議会委員の委嘱について ② 学校運営協議会委員の任命について ③ 高根沢町学校職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正について ④ 高根沢町就学援助規則の一部改正について ⑤ 高根沢町教育支援委員会規則の一部改正について （2） 報告事項 ① 高根沢町立小学校小規模特認校制度に関する要綱の一部改正について ② 財産の取得について ③ 令和2年度高根沢町図書館の事業報告及び令和3年度の事業計画について ④ 区域外就学協議及び区域外就学許可について ⑤ 小規模特認校就学許可について ⑥ 令和3年度就学援助の認定について			

議 事 の 経 過

坂本教育長	出席は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項による半数以上の出席を得ているため、教育委員会を開催します。 (あいさつ) 議事に入る前に、前回の教育委員会の会議録を承認してよろしいか諮ります。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	異議なしと認め、高根沢町教育委員会（5月）の会議録を承認します。また、本日（6月）の会議録署名人に野中委員を指名します。書記については、学校教育課の石川主事を指名します。 議事に入ります。 審議事項①高根沢町社会教育委員並びに高根沢町公民館運営審議会委員の委嘱について 事務局から説明をお願いします。
福田光課長	【説明要旨】 高根沢町社会教育委員並びに高根沢町公民館運営審議会委員の内、団体より選出の委員がその役職を辞しましたので、補欠委員を新たに委嘱しようとするものです。補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 審議事項① について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	審議事項①高根沢町社会教育委員並びに高根沢町公民館運営審議会委員の委嘱について承認します。 続いて、 審議事項②学校運営協議会委員の任命について 事務局から説明をお願いします。
福田和課長	【説明要旨】 町立各小中学校の学校運営協議会委員を任命しようとするものです。
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 審議事項② について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	審議事項②学校運営協議会委員の任命について承認します。 続いて、 審議事項③高根沢町学校職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正について 事務局から説明をお願いします。
福田和課長	【説明要旨】 国の「サービスの宣誓に関する政令」の改正（令和3年4月1日施行）に合わせ、町では6月議会において「高根沢町職員のサービスの宣誓に関する条例」及び「高根

議 事 の 経 過

	<p>沢町学校職員のサービスの宣誓に関する条例」を一部改正し、町職員・学校職員のサービスの宣誓については、国と同様に、任命権者等の面前での宣誓書への署名・押印を不要とする内容に改正したところです。</p> <p>この条例改正により、「高根沢町学校職員のサービスの宣誓に関する条例」からの委任による規則である「高根沢町学校職員のサービスの宣誓に関する規則」についても、同様の内容に改正しようとするものです。</p>
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 審議事項③ について承認してよろしいですか。
委員	(異議なし)
坂本教育長	<p>審議事項③高根沢町学校職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正について承認します。</p> <p>続いて、審議事項④高根沢町就学援助規則の一部改正について事務局から説明をお願いします。</p>
福田和課長	<p>【説明要旨】</p> <p>小中学校児童生徒1人1台に整備されたタブレット端末を活用したオンラインによる家庭学習を経済的に支援するため、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準じて、就学援助の費目に「オンライン学習通信費」を追加しようとするものです。</p>
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 審議事項④ について承認してよろしいですか。
委員	(異議なし)
坂本教育長	<p>審議事項④高根沢町就学援助規則の一部改正について承認します。</p> <p>続いて、審議事項⑤高根沢町教育支援委員会規則の一部改正について事務局から説明をお願いします。</p>
福田和課長	<p>【説明要旨】</p> <p>これまで、教育支援委員会の会議での審議終了後に、緊急的に就学先等を審議すべき事案が生じた場合には、会議を開催する時間的余裕がないことから、教育長の専決により就学先を判断するという手順で対応を行っていました</p> <p>この手順を見直し、教育支援委員会の会議を開催する時間的余裕がない場合でも、教育支援委員会からの答申を経た上で教育委員会が判断できるよう、教育支援委員会の委員長の専決（専決による答申）について規定しようとするものです。</p>
坂本教育長	委員から意見等がありますか。

議 事 の 経 過

委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 審議事項⑤ について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	審議事項⑤ 高根沢町教育支援委員会規則の一部改正について承認します。 続いて、 報告事項① 高根沢町立小学校小規模特認校制度に関する要綱の一部改正について事務局から説明をお願いします。
福田和課長	【説明要旨】 「小規模特認校就学不許可通知書」の様式に、行政不服審査法に基づく「審査請求」及び行政事件訴訟法に基づく「訴訟の提起」についての教示文を加えるものです。
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 報告事項① について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	報告事項① 高根沢町立小学校小規模特認校制度に関する要綱の一部改正について承認します。 続いて、 報告事項② 財産の取得について事務局から説明をお願いします。
福田和課長	【説明要旨】 学校給食センターに設置する連続立体炊飯ムラシ機・炊飯釜下降器・連続揚物機をそれぞれ1台ずつ更新取得することについて、5月31日に議会で議決を得たので報告するものです。 契約方法：随意契約（6者見積合わせ） 契約金額：15,290,000円 契約業者：日本調理器株式会社栃木営業所
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 報告事項② について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	報告事項② 財産の取得について承認します。 続いて、 報告事項③ 令和2年度高根沢町図書館の事業報告及び令和3年度の事業計画について事務局から説明をお願いします。
福田光課長	【説明要旨】 高根沢町図書館事業について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、感染予防を強化し、積極的・継続的に事業を推進してきました。貸

議 事 の 経 過

	<p>出冊数・入館者数とも中央館、仁井田分館、上高根沢分館の3館で減少していることが課題となっています。</p> <p>令和3年度については、平成12年度から現在まで連続19年間、人口一人あたりの貸出冊数が県内1位という誇らしい結果が出ていることから、引き続き「3館の持ち味を生かした魅力ある図書館運営を強化しつつ、継続的に均質均等のサービスの提供に努め」ることを運営基本方針としました。事業方針については次の3点を掲げています。</p> <p>事業方針1：町民の生涯学習を支援する図書館</p> <p>事業方針2：地域に根差した図書館</p> <p>事業方針3：より良いサービスを継続的に提供する図書館</p> <p>令和3年度の重点目標としては、特筆すべきものは次の2点です。</p> <p>重点目標1：デジタル化の推進と支援の強化による図書館機能の周知と利用促進</p> <p>重点目標2：第二期子ども読書活動推進計画の円滑な推進</p> <p>また、令和3年度は図書館運営の長期継続契約が4年目を迎えます。最終年度である令和4年度に向けて、どのような運営方針を出すのか今後指定管理者と協議します。</p>
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、報告事項③について承認してよろしいですか。
委員	(異議なし)
坂本教育長	<p>報告事項③令和2年度高根沢町図書館の事業報告及び令和3年度の事業計画について承認します。</p> <p>続いて、報告事項④区域外就学協議及び区域外就学許可について、報告事項⑤小規模特認校就学許可について及び報告事項⑥令和3年度就学援助の認定についてですが、個人情報が含まれるため、非公開としてよろしいか諮ります。</p>
委員	(異議なし)
坂本教育長	異議なしのため、報告事項④、⑤及び⑥について非公開とします。
	<p>(非公開)</p> <p>報告事項④区域外就学協議及び区域外就学許可について → 承認</p> <p>報告事項⑤小規模特認校就学許可について → 承認</p> <p>報告事項⑥令和3年度就学援助の認定について → 承認</p>
坂本教育長	<p>非公開を解除します。</p> <p>本日の議題は以上となりますが、他に報告等がありますか。</p>

議 事 の 経 過

委 員	(特になし)
坂本教育長	次回の教育委員会は令和3年7月14日(水)午後3時からの開催を予定しています。 以上をもって、教育委員会を閉会します。

教育委員会会議規則第20条の規定により、署名する。

令和3年6月23日

教育委員会委員